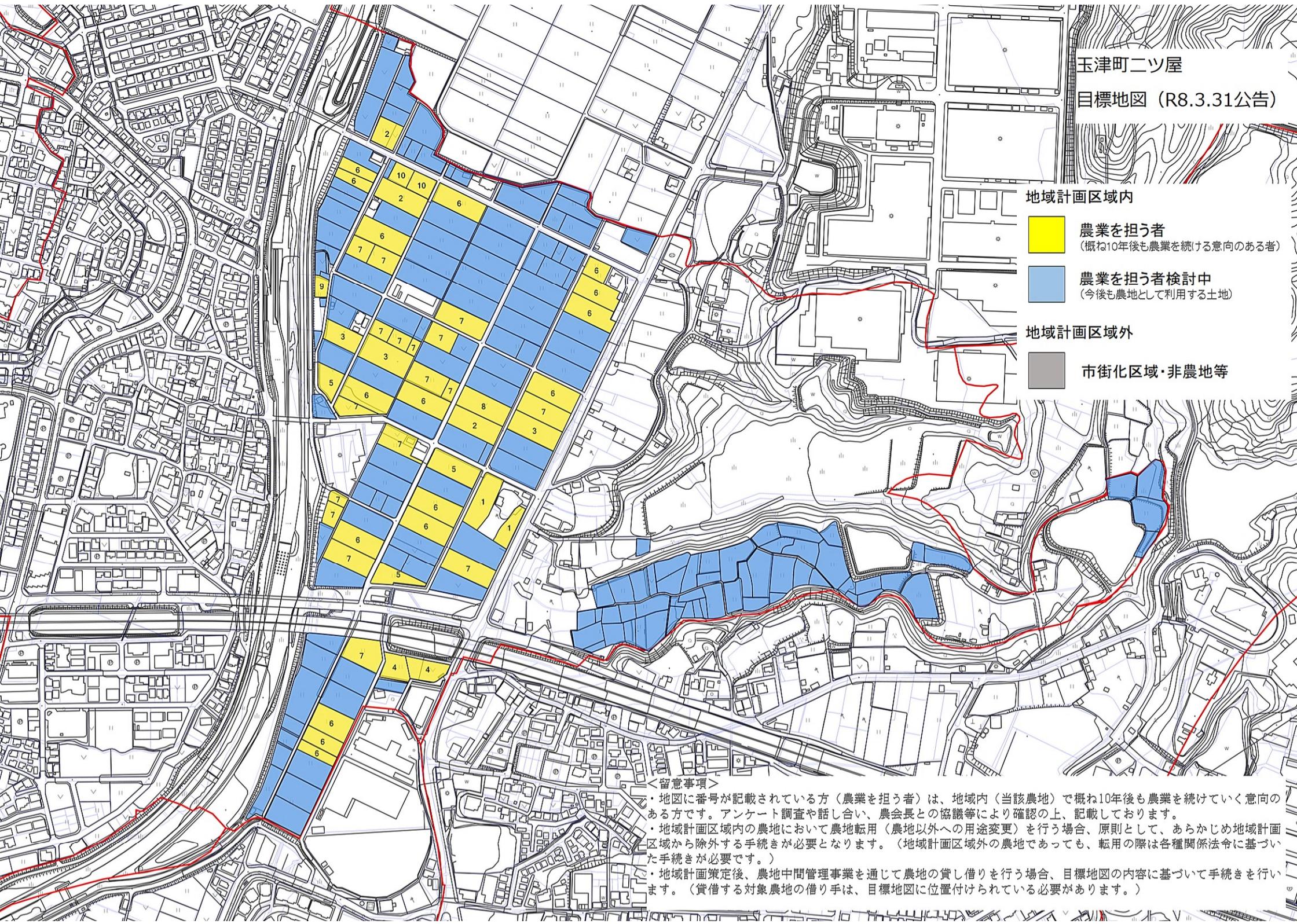


玉津町二ツ屋  
目標地図 (R8.3.31公告)

- 地域計画区域内
- 農業を担う者  
(概ね10年後も農業を続ける意向のある者)
  - 農業を担う者検討中  
(今後も農地として利用する土地)
- 地域計画区域外
- 市街化区域・非農地等



＜留意事項＞

- ・地図に番号が記載されている方(農業を担う者)は、地域内(当該農地)で概ね10年後も農業を続けていく意向のある方です。アンケート調査や話し合い、農会長との協議等により確認の上、記載しております。
- ・地域計画区域内の農地において農地転用(農地以外への用途変更)を行う場合、原則として、あらかじめ地域計画区域から除外する手続きが必要となります。(地域計画区域外の農地であっても、転用の際は各種関係法令に基づいた手続きが必要です。)
- ・地域計画策定後、農地中間管理事業を通じて農地の貸し借りを行う場合、目標地図の内容に基づいて手続きを行います。(貸借する対象農地の借り手は、目標地図に位置付けられている必要があります。)